

# 第8章 景観形成の推進

## 1. 市民・事業者・行政の役割

### (1) 市民の役割

市民は、自らが良好な景観の形成の主役であることを認識し、地域の快適な生活環境や良好な景観を維持保全するため、建築物等に関する景観への配慮をはじめ、日常的な美化活動、花や樹木の植栽など、自主的な活動の積み重ねが求められます。

また、地域の景観の保全や創出という視点に立ち、歴史的景観や良好なまちなみの保全、地域の景観特性をいかしたまちづくり活動、伝統行事などの文化活動に積極的に参加・協力するなどして、良好な景観の形成に取り組むことが求められます。

### (2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が地域の景観に大きく影響を与えることを認識し、事業活動の中でも、建築や開発などの行為に際しては、自然をいかすよう努め、歴史的景観の保全に配慮し、敷地内の緑化に努めるなど、良好な景観の形成に積極的に取り組むことが求められます。

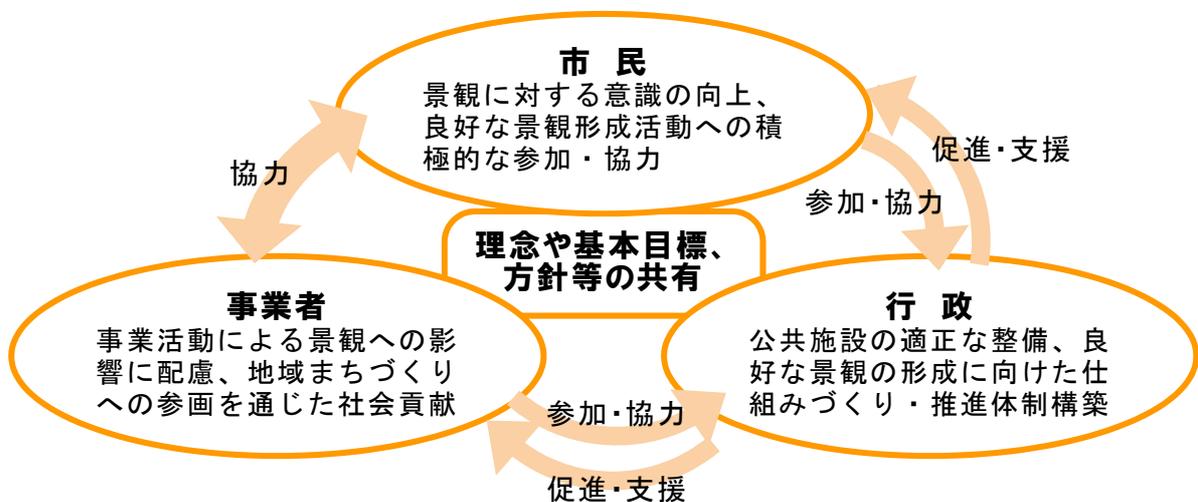
また、事業者は、地域の一員として地域の景観特性に配慮し、市民や行政と協働して市民活動や地域のまちづくり活動へ参加するなど、積極的に地域社会に貢献することが求められます。

### (3) 行政の役割

行政は、本市における様々なまちづくりへの取組の過程で、景観形成の意義を庁内共通の認識とした上で、道路や河川等の公共施設の整備を通じて、地域の良好な景観の形成に資するよう、その適正な整備が求められます。

また、良好な景観の形成や住民主体による景観まちづくり活動の推進に向け、景観誘導の仕組みづくりや推進体制を構築し運用するなど、市民等との協働によって良好な景観の形成を進めていくことが求められます。

図 良好な景観の形成に向けた市民・事業者・行政の役割



## 2. 良好な景観の形成の促進・支援

市民等による良好な景観の形成を促進するため、支援の仕組みづくりを次のとおり進めます。

### (1) 市民等への情報発信

良好な景観の形成に関する市民等の取組や全国の先進事例などに関する情報を収集し、広報誌やパンフレット、ホームページなどにより随時紹介するとともに、良好な景観形成活動に主体的に取り組もうとする意欲的な地域や団体などを対象として、研修会を開催するなど、市民等への情報発信を通じて、景観に関する関心の喚起に努めます。

### (2) 意識啓発

市民等の良好な景観の形成に対する意識を高める機会として、各種の景観に関するイベントを開催することで、自らが良好な景観の形成の主役であることをより自覚できる取組に努めます。

さらに、良好な景観と快適な生活環境が密接な関わりを持っているとの考え方から、全国的に各地域の景観に調和した建築・開発行為が行われたり、建造物の形態意匠が変更されることも多くなってきています。このような中で、少しでも多くの市民や事業者が、身近な景観の形成に積極的に関わりを持てるような環境づくりに取り組みます。

### (3) 景観教育の展開

良好な景観の形成を実現するためには、市民等の理解と協力が不可欠ですが、その活動成果は、将来にわたる継続的な活動の積み重ねが形となって表れるため、長期的な視点に立った取組が必要です。

そこでもっとも重要なことは、将来の景観形成を担う子どもたちに、地域の景観について学び、考える機会を提供することで、景観に対する関心を高めてもらうことです。そのためにも、関連機関と連携し、良好な景観の形成に関する学習に取り組みます。

また、良好な景観の形成は、年齢に関係なく積極的に関わることのできる活動です。そこで、市民の景観に関する意識向上のため、生涯学習の一環として自分たちの地域の景観を考え、活動できるような機会の提供にも努めます。そして、ひとりでも多くの市民が良好な景観の形成に主体的に関わっていけるような取組を進めます。

### (4) 景観形成地区・重点地区への取組

本市では、個性豊かな景観を持つ地区を景観形成地区として指定し、大規模な行為を対象として地区独自の景観誘導を行い、地区の魅力である景観を守り育む取組を推進することとしています。

市内には、本計画で景観形成地区に指定されている地区の他にも、個性ある景観を有する地区が多数あります。これらの地区についても、周辺の景観の状況や地域の良好な景観形成の取組などを総合的に勘案して、随時、景観形成地区への指定を検討します。

また、景観形成上重要な地区で魅力向上や賑わいづくりに向け、重点的に良好な景観の形成を推進すべき地区を、重点地区として指定し、原則全ての行為を対象として地区独自のきめ細かな景観誘導により、良好な景観の形成を推進します。

### (5) 良好な景観の形成への取組支援・顕彰

良好な景観の形成に関する取組が、より持続的なものとなるよう、景観の優良事例を様々な媒体を活用して紹介することなどにより、市民等の良好な景観の形成活動の促進に努めます。

また、良好な景観の形成に関する優れた取組や重点地区などにおける積極的な取組に

対し、表彰制度の創設や必要な支援のあり方を検討します。

#### (6) 景観整備機構の指定など

良好な景観の形成に資する活動を主体的に展開する団体で、かつ一定の景観の保全・整備能力を備える団体については、景観整備機構として指定するなど、良好な景観の形成の担い手となる組織づくりに努めます。



講演会による景観に関する情報提供



地域の景観の発掘(ワークショップ)



まちなみチェック(まち歩き体験)

### 3. 公共施設の整備に関する取組

本市は、自らが整備・維持管理する公共施設については、周辺地域の景観形成を先導していく役割を担っていることを十分に認識し、国や県の公共施設に関する景観形成ガイドラインを参考にしながら周辺との調和に努めます。特に、景観重要公共施設に指定された道路などの公共施設の整備に当たっては、質の高い公共空間となるよう景観に配慮した事業の実施を進めます。

### 4. 関連制度の活用

良好な景観の形成に向けては、景観法をはじめ、都市計画法や屋外広告物法、建築基準法、文化財保護法などの法制度も有効に活用し、総合的な取組に努めます。

#### (1) 景観地区制度の活用

本計画で指定する重点地区のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区は、都市計画法の地域地区制度の活用を検討し、地域住民の合意が得られるなどの条件が整い次第、景観地区に指定するなど、良好な景観の誘導を推進していきます。

#### (2) 地区計画制度等の活用

建物用途や高さの制限などを含む地区の整備計画と良好な景観の形成を併せて行うことが有効な地区においては、都市計画法の地区計画制度や景観法の諸制度を活用した総合的な取組により、地区の良好な景観形成を推進していきます。

#### (3) 文化財保護法等の活用

本市は、歴史的、文化的価値が高い建造物を多数有しています。これらの中には、単に歴史的、文化的価値が高いだけでなく、景観形成上も重要な役割を持つものも多くあることから、文化財保護法の諸制度又は景観法の景観重要建造物などの指定制度を活用することで、地域の景観資産としていかした総合的な景観形成を推進していきます。

#### (4) 関連事業との連携

本市では、景観形成に密接に関わりを持つ屋外広告物や都市緑化等に関して、三重県屋外広告物条例の各種制度の活用による適切な屋外広告物の誘導や、本市が独自に実施する市民への苗木配布などによる身近な潤いの創出などに取り組んでいます。本市の良

好な景観の形成に向けては、これらの景観形成において重要となる他事業との連携により総合的な景観形成を推進していきます。